



4月号では「69歳以下の自己負担限度額」を計算しました。  
今月号では「70歳以上の自己負担限度額」について教えてください。



以下の表が70歳以上の自己負担限度額の「区分」「自己負担額限度額」の表です。

70歳以上の自己負担限度額			
被保険者の所得区分 健保は会社員等の標準報酬月額※1 課税所得は自営業者の課税所得		自己負担限度額	
		通院（個人ごと）	入院・通院（世帯単位）
ア	健保：標準報酬月額83万円以上 課税所得：690万円以上	252,600円 + (総医療費※2 - 842,000円) × 1%	
イ	健保：標準報酬月額53万～79万円 課税所得：380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	
ウ	健保：標準報酬月額28万～50万円 課税所得：145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
エ	健保：標準報酬月額26万円以下 課税所得：145万円未満	18,000円※4	57,600円
オ	低所得者※3（住民税非課税者等）	8,000円	24,600円
	年金収入のみの場合、 1人暮らしで約80万円以下※5		15,000円

※1 被保険者が事業主から受ける毎月の報酬（給料等）の月額を区切りのよい幅で区分したものの。第1級の5万8千円から第50級の139万円に区分されています。

※2 総医療費とは、保険適用分で支払った医療費が10割負担だった場合にいくらか？という金額です。あくまでも保険適用分のみのため、入院時食事代や差額ベッド代等は除いて計算します。

※3 区分アまたは区分イに該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、区分オの該当にはなりません。

※4 後期高齢者医療制度（75歳以上）では、2025（令和7）年9月末までの配慮措置に伴い、自己負担割合が2割の人の自己負担限度額は「6,000円 + (総医療費 - 30,000円) × 10%」または「18,000円」のいずれか低い金額となります。

※5 世帯の所得金額（公的年金収入から80万円控除、給与所得から10万円控除した後の金額）が0円の人。



実例をもとに自己負担限度額を計算し、高額療養費で受給できる金額を教えてください。

### 70歳以上の事例計算

Aさんの誕生日：1955年（年齢70歳）。

- ・年金＋雑収入：課税所得145万円未満
- ・自己負担（病院窓口負担）：2割
- ・70歳以上自己負担限度額区分：「エ」になります。

従って、前頁の「70歳以上の自己負担限度額」表より**57,600円**になります、

- ・治療費：2025年4月10日から4月30日まで以下の病院別、医科・歯科別、入院・通院別に治療し、自己負担額を支払いました。

病院別	〇〇病院		●●歯科
医科・歯科別	医科		歯科
入院・通院別	入院	通院	通院
総医療費	1,500,000円	50,000円	125,000円
自己負担額(2割)	<b>300,000円</b>	<b>10,000円</b>	<b>25,000円</b>

Aさんの自己負担限度額「エ」の計算式に当てはめると

自己負担額合計＝**300,000円＋10,000円＋25,000円**＝335,000円

自己負担限度額＝57,600円

高額療養費として受給できる金額＝**335,000円－57,600円**＝**277,400円**

になります。



70歳以上の自己負担限度額の「多数該当」について教えてください。



70歳以上の「多数該当」は以下の通りです。

多数該当とは？

70歳以上の自己負担限度額でも受診した月以前1年間(直近11カ月)に3カ月以上の高額療養費の支給を受けた場合は、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

70歳以上の自己負担限度額の「多数該当」は以下の通りになり、Aさんの「エ」区分の方は4カ月目からは44,000円になります。

70歳以上自己負担限度額の多数該当		
	被保険者の所得区分 健保は会社員等の標準報酬月額 課税所得は自営業者	多数該当
ア	健保：標準報酬月額83万円以上 課税所得：690万円以上	140,100円
イ	健保：標準報酬月額53万～79万円 課税所得：380万円以上690万円未満	93,000円
ウ	健保：標準報酬月額28万～50万円 課税所得：145万円以上380万円未満	44,400円
エ	健保：標準報酬月額26万円以下 課税所得：145万円未満	44,400円
オ	低所得者（住民税非課税者等）	—
	年金収入のみの場合、 1人暮らしで約80万円以下	—

区分「オ」の方は多数該当の適用はありません。



70歳以上の「世帯合算」についても教えてください。

### 世帯合算とは？



例えば、ご主人(被保険者)と奥さん(被扶養者)が、

- ・ 同月に両人が次の①～④の項目別に、
- ・ ①受診者別②病院別③医科・歯科別④入院・通院別に、
- ・ 支払った自己負担額を合算して
- ・ **70歳以上は全ての自己負担額、**
- ・ **69歳以下は21,000円以上の自己負担額、**

の合算をするのが世帯合算です。

その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。これが高額療養費の世帯合算です。

合算対象になる自己負担額は年齢によって下記の通りになります

合算対象	
70歳以上	69歳以下
全ての自己負担額	21,000円以上の自己負担額

2025年4月にAさんの奥さんも病院に入院・通院、歯科に通院しました。

ご主人は70歳以上なので全ての自己負担額(赤色)が合算対象になります。

奥さんの年齢は69歳以下なので21,000円(青色)未満の自己負担額は合算対象になりません。

従って、ご主人と奥さんの世帯合算は以下の通りになります。

### 2025年4月 世帯合算の例(70歳以上を含む世帯・区分「エ」)

①受診者別	夫(被保険者・70歳)			妻(被扶養者・65歳)		
②病院別	〇〇病院		●●歯科	▲▲病院		××歯科
③医科・歯科別	医科		歯科	医科		歯科
④入院・通院別	入院	通院	通院	入院	通院	通院
総医療費	1,500,000円	50,000円	125,000円	1,000,000円	25,000円	50,000円
自己負担額(2割)	300,000円	10,000円	25,000円	200,000円	5,000円	10,000円

赤字が世帯合算の対象になります

$$(300,000円 + 10,000円 + 25,000円 + 200,000円) - 57,600円(自己負担限度額) = 477,400円$$

高額療養費として受給できる金額=477,400円